

## 目黒区政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月19日目黒区議会告示第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、目黒区政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月目黒区条例第5号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、政務活動費に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（会派届等）

第2条 条例第5条第1項に規定する届出は、会派届（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第2項に規定する届出は、会派異動届（別記第2号様式）によるものとする。

3 条例第5条第3項に規定する届出は、会派解消届（別記第3号様式）によるものとする。

（交付申請）

第3条 条例第6条に規定する申請は、政務活動費交付申請書（別記第4号様式）によるものとする。

（交付請求）

第4条 条例第9条第1項に規定する請求は、政務活動費請求書（別記第5号様式）により、交付月の10日までにを行うものとする。

（収支報告書）

第5条 条例第12条第1項から第3項までに規定する報告書は、政務活動費収支報告書（別記第6号様式）、同条第4項に規定する内訳書は、支出内訳（別記第7号様式）によるものとする。

2 前項の政務活動費収支報告書には、会計帳簿（別記第8号様式）を添付しなければならない。

（収支報告書の公開）

第6条 条例第12条第6項の規定による報告書の公開は、政務活動費収支報告書、支出内訳、当該支出に係る領収書等の証拠書類及び会計帳簿を区議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の公開は、条例第12条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書にあつては当該年度分の内容をまとめて、同条第2項及び第3項の規定により提出された政務活動費収支報告書にあつては提出の都度行うものとする。

3 第1項の公開に当たっては、目黒区議会情報公開条例（平成13年3月目黒区条例第3号）第9条に規定する不開示情報は公開しないものとする。

（議長の調査結果の報告等）

第7条 条例第13条第2項の規定による議会への報告は、政務活動費収支報告書の提出期限の末日から2月を経過した後最初に議会運営委員会が開催される日までに、同委員会へ報告することにより行うものとする。

2 議長は、前項の報告の内容を第6条の規定による公開に併せて区議会ホームページに掲載するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内容を明確にするとともに、証拠書類等（条例第12条第4項の規定により議長に提出した領収書等の証拠書類の原本を除く。以下次条において同じ。）を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（経理責任者の引継）

第9条 政務活動費経理責任者に変更があった場合には、直ちに会計帳簿、証拠書類等を後任者に引き継がなければならない。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月29日議会告示第1号）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の目黒区政務調査費の交付に関する規程の規定は、平成14年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成13年度分の政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成18年12月27日議会告示第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日議会告示第2号）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の目黒区政務調査費の交付に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成18年度以前の年度分の政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規程第7条の規定は次の一般選挙後に交付する政務調査

費について、新規程第8条の規定はこの規程の施行の日以後に提出される収支報告書について適用する。

付 則（平成25年3月1日議会告示第1号）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の目黒区政務活動費の交付に関する規程の規定は、平成25年度以後の年度分の政務活動費について適用し、平成24年度以前の年度分の政務調査費については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月20日議会告示第1号）

- 1 この規程は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の目黒区政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の交付に係る政務活動費について適用し、同日前の交付に係る政務活動費については、なお従前の例による。